



# 愛研技術通信

掲示板: 法令・告示・通知・その他

## 水質基準に関する省令の一部改正等について(施行通知)

### (改正の経緯)

厚生労働省は、昨年 6 月、同省令などを改正して、水質基準や水質管理目標設定項目の一部を改めることとし、パブリックコメントの聴取を始めた(愛研技術通信第 24 号、2008.7.15)。今般、それらの結果を踏まえ、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(平成 20 年厚生労働省令第 174 号)及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」(平成 20 年厚生労働省令第 175 号)が平成 20 年 12 月 12 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることとなった。これらの改正と併せて、「水質基準に関する省令の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法の一部改正」(平成 21 年厚生労働省告示第 56 号)が公布されたほか、水質基準を補完する項目として定めている水質管理目標設定項目の一部が改正された(厚生労働省、平成 21 年 3 月 6 日健発第 0306017 号)。

### (改正内容)

改正内容を再掲すると次のとおり。

#### 基準項目及び基準値等に係る改正について

- (1) 「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止する。(水質管理目標設定項目に位置づける。)
- (2) 「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更する。(基準値 0.04mg/L は変更なし)
- (3) 「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に係る水質基準を 3mg/L 以下に強化する。
- (4) 検査方法告示の別表第 14 及び第 15 について対象項目から 1,1-ジクロロエチレンを削り、トランス-1,2-ジクロロエチレンを加える改正を行い、また、別表第 6、第 7 及び第 17 について、より効率的な検査の実施が可能となるよう所要の改正を行ったものであること。

#### 水質管理目標設定項目の一部改正について

- (1) 「アルミニウム及びその化合物」の追加
  - ・水質管理目標設定項目に「アルミニウム及びその化合物」を追加する。その目標値は「アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下」とする。
- (2) 「1,1-ジクロロエチレン」の追加
  - ・水質管理目標設定項目に「1,1-ジクロロエチレン」を追加する。その目標値は「0.1mg/L 以下」とする。
- (3) 「ジクロロアセトニトリル」「抱水クロラル」の目標値の変更
  - ・「ジクロロアセトニトリル」に係る目標値を現行の「0.04mg/L 以下(暫定)」から「0.01mg/L 以下(暫定)」に改める。
  - ・「抱水クロラル」に係る目標値を現行の「0.03mg/L 以下(暫定)」から「0.02mg/L 以下(暫定)」に改める。
- (4) 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し
  - ・「EPN(殺虫剤)」に係る目標値を現行の「0.006mg/L」から「0.004mg/L」に改める。
  - ・「クロルピリホス(殺虫剤)」に係る目標値を現行の「0.03mg/L」から「0.003mg/L」に改める。
- (5) 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の削除
  - ・水質管理目標設定項目から「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を削除する。

## 特定化学物質障害予防規則等の改正

(ニッケル化合物・砒素及びその化合物に係る規制の導入、燻蒸作業に係る措置へのホルムアルデヒドの追加等)

### (改正の経緯)

ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)並びに砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)に係る労働者の健康障害防止対策を強化すること、また、燻蒸作業に係る措置の対象物質としてホルムアルデヒドを追加すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令」(平成 20 年政令第 349 号)及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(平成 20 年厚生労働省令第 158 号)が平成 20 年 11 月 12 日に公布され、一部の規定を除き平成 21 年 4 月 1 日から施行される。一部の規定については、施行後も一定期間猶予される(厚生労働省、平成 20 年 11 月 26 日基発第 1126001 号)。

## (改正の内容)

### (1) 労働安全衛生法施行令(以下「安衛令」)の一部改正

労働安全衛生法第57条の規定に基づく名称等を表示すべき有害物として、安衛令第18条に「ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粒状のものに限る。以下同じ。)」並びに「砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。以下同じ。)」を追加すること。また、同条から「三酸化砒素」を削除し、砒素及びその化合物に統合すること。

安衛令別表第3の第2類物質に「ニッケル化合物」並びに「砒素及びその化合物」を追加すること。また、同表から「三酸化砒素」を削除し、砒素及びその化合物に統合すること。

\* ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物が第2類物質とされることに伴い、これを製造し、または取り扱う作業場については、作業主任者の選任、作業環境測定等を行われなければならないこととなる。

安衛令第22条を改正し、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を新たに健康診断を行うべき有害な業務に追加すること。

### (2) 特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」)の一部改正

特化則第2条第5号に規定する管理第2類物質に、ニッケル化合物及びニッケル化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの(以下「ニッケル化合物等」という)、砒素及びその化合物並びにこれらをその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの(以下「砒素等」という)を追加すること。

\* ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物が第2類物質とされることに伴い、これらのガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場については、局所排気装置の設置等の発散抑制措置を講じなければならないこととなる。

ニッケル化合物等及び砒素等にかかる作業環境測定の記録及び作業環境測定の結果の評価の記録については、30年間保存すること。

「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において取りまとめられた内容を踏まえ、特化則第39条に基づく特殊健康診断の項目を別紙のとおり定めること。

特殊健康診断に係るニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を含有する製剤その他のものの裾切値は、特化則で規定されている他のがん原性物質の裾切値等を考慮し、1%とすること。

特化則第38条の3に規定する特別管理物質に、ニッケル化合物等及び砒素等を追加し、特殊健康診断の結果及び作業の記録については、30年間保存させること。

特化則第38条の14(燻蒸作業に係る措置)の対象物質としてホルムアルデヒドを追加すること。又、シアン化水素、臭化メチルを用いて燻蒸した場所に労働者が立ち入る場合の濃度基準値を見直すほか、当該基準値以下とすることが著しく困難な場合には、一定の条件の下で労働者の立ち入りを認めること。

### (3) 安衛則の一部改正関係

労働安全衛生法第57条に基づく名称等の表示をすべき有害物として、安衛則別表第2にニッケル化合物をその重量の0.1%以上含有する製剤その他のもの、並びに砒素及びその化合物をその重量の0.1%以上含有する製剤その他のもの、を追加すること。

### (4) 作業環境測定法施行規則(以下「作環則」)

ニッケル化合物等及び砒素等を「作業場の種類を定める」作環則別表の第4号の対象物質として追加すること。

## 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について

今般の改正は、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等委員会」における検討を踏まえ、石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規定(平成17年厚生労働省告示第132号。以下「規定」という。)について、所要の改正を行ったものである(厚生労働省、平成21年2月18日基発第0218001号)。

## (改正の要点)

### 1 改正省令関係

#### (1) 石綿則の一部改正(改正省令第1条関係)

##### ア 事前調査の結果の掲示(石綿則第3条関係)

石綿則第3条第1項各号に掲げる作業を行う作業場には、石綿則第3条第1項及び同条第2項の規定により行った、当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査を終了した年月日並びに当該調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこととしたこと。

##### イ 隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大等(石綿則第6条及び第7条関係)

石綿則第5条第1項第1号に規定する保温材、耐火被覆材等(以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。)の除去の作業であって、石綿則第13条第1項第1号の石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものを、吹き付けられた石綿等の除去の作業と同様に隔離の措置を講じなければならない作業としたこと。

##### ウ 隔離の措置と併せて講ずべき措置(石綿則第6条関係)

隔離の措置を講じた際には、隔離された作業場所の排気に集じん・排気装置を使用すること、当該作業場所を負圧に保つこと、

当該作業場所の出入り口に前室を設置することとしたこと。また、これらと同等以上の効果を有する措置を講じたときには、この限りでないものとしたこと。

エ 隔離の措置の解除にあたり講ずべき措置(石綿則第6条関係)

隔離の措置を講じた際には、あらかじめ、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離された作業場所内の石綿等の粉じんを処理すると共に、吹き付けられた石綿等または貼り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離の措置を解いてはならないこととしたこと。

オ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用(石綿則第14条関係)

隔離された作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合には、使用させる呼吸用保護具を電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限ることとしたこと。

カ 船舶の解体等の作業に係る措置について(石綿則第3条、第4条、第8条、第9条、第14条及び第27条関係)

建築物または工作物の解体等の作業に係る規定のうち、石綿則第3条(事前調査)、第4条(作業計画)、第8条(石綿等の使用の状況の通知)、第9条(建築物の解体工事等の条件)、第13条(石綿等の切断等の作業に係る措置)、第14条(呼吸用保護具の使用)及び第27条(特別の教育)について、船舶(鋼製の船舶に限る。以下2の(1)のイ及び第3の1の(1)のイを除き同じ。)の解体等の作業についても適用することとしたこと。

(2) 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令については、平成21年4月1日から施行することとしたこと。ただし、(1)のイについては、同年7月1日から施行することとしたこと。

(3) 経過措置(改正省令附則第2条及び第3条関係)

ア 平成21年4月1日において現に行われている吹き付けられた石綿等の封じ込め又は石綿則第13条第1項第1号の石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴う囲い込みの作業については、改正後の石綿則第6条の規定は適用せず、改正省令による改正前の石綿則第6条の規定が適用されることとしたこと。

イ 改正省令の施行前にした行為及びアにより改正前の石綿則第6条の規定が適用される場合における改正省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

2 改正告示関係

(1) 規定の一部改正

ア 石綿の有害性の科目について、その範囲に「喫煙の影響」を追加したこと。

イ 石綿等の粉じんの飛散を抑制するための措置について、その範囲に「船舶(鋼製の船舶に限る。)の解体等の作業の方法」を追加したこと。

ウ 保護具の使用方法的科目について、教育を行うべき最低限の時間を1時間に改正したこと。

(2) 適用日

改正告示については、平成21年4月1日から適用することとしたこと。ただし、(1)のイについては、同年7月1日から適用することとしたこと。

## 「第3回維摩池自然観察交流会」及び「企業とNPOの環境活動フォーラム」参加報告

### 企画推進室 大屋 渡

愛研技術通信第31号でお知らせしたように「第3回維摩池自然観察交流会」(愛研としての参加は2回目)が、「春をみつけよう!」をテーマに3月8日に開催されました。また3月17日には、愛知県環境部主催の「企業とNPOの環境活動フォーラム」が開催され、この「維摩池自然観察交流会」は、そもそも愛知県環境部の公募による「企業とNPOの協働による環境活動モデル事業」に会社として応募したことから始まっていますので、県のフォーラムにおいてNPO法人 心豊かにARD(あるど)の会の方と一緒に事例発表を行いました。ここでは、これらの参加についてあわせて報告いたします。

3月8日の「第3回維摩池自然観察交流会」は、心配された雨もなく、よいコンディションのもとで開催されました。他の行事も市内で多く開催されているとのことで、参加者は少ない状況でしたが、熱心な方々が集まられたように感じました。愛研側の参加者も少なく、加藤良樹氏と、壁谷聡氏、そして私という3名の陣容でした。業務も時期的に多忙を極めるなど、参加したくても参加できない方が相次ぎました。このようなイベントについて、重要なことは、とにかく続けることだと思います。そうしているうちに、認知が進むと共に、スタッフ側のノウハウも蓄積され、応用を含めた地力として身につけていきます。

今回の準備としては、加藤氏、壁谷氏とも、2回目であるため、またそれぞれ肝の据わり具合や人当たりの良さに定評があり、二人の間の普段のコミュニケーションも充分であったため、水質調査体験メニューの、水汲み、水温、透視度、水素イオン（pH）電気伝導度（EC）の全てを二人で協力して実施するよう指示をして、細部は全く任せることにしました。私は前回同様に挨拶と全体説明を担当しました。環境について熱心な方もいらっしゃったので、五感をフル活用して感じれば、水がきれいかどうか、かなり正確に判断できるが、他の場所と比較してみたり、この場所を知らない誰かに説明するときには、水質をデータとして表すのも役に立つ、などと、調査の意義を少し詳しく説明してから、加藤氏、壁谷氏にバトンタッチしました。愛研の水質調査体験は「維摩池自然観察交流会」の初っ端のプログラムです。何事もトップバッターは難しいものがありますが、果たしてどうか。

結論から言えば、とても無難に、よくまとまった説明と進行でした。時間も予定時間の25分にピッタリ収まりました。緊張していたのか、維摩池のECを参加者に当ててもらおう判断材料とするために準備していた雨水と矢田川の水の測定を忘れそうになるというハプニング？はありましたが、両氏の非凡さを感じました。両氏とも二十歳過ぎであることを考えれば、この内容は100点満点というところでしょう…しかし、私の両氏への期待は甘くないのです。課題としては、こちらからの説明よりも、参加者の皆さんへ問いかけて、考えてもらう時間と、



共感してもらう機会を増やすこと。若いのだからこそ、失敗を恐れず、もっと、はじめて良いのだと思います。まだまだ大人しい、両氏の本来の魅力はこんなものじゃないということで、次回以降にはもっと期待してしましましょう。

なお、この水質調査は季節の変動も追っています。その結果については、別稿にゆずるとして、現地でのインプレッションとしては、比較的雨の多い2月でしたので、その雨が流入した影響も出ているのかなど。周辺環境は裸地や舗装面など人為的要素も多く、地質的には貧栄養のため池であるとのことなので（愛研技術通信第29号BOX記事参照）水質の変動はある程度大きいのかもかもしれません。すなわち、私達人間の諸活動も、かなり直接的に水質に影響してしまうのではないかと。それが、池の生物などにどのような影響を及ぼしているのか、水は人の心や社会を映す鏡、ということで、今後も注視していきたいと思います。なお、参加者の皆さんは、維摩池のECを結構正確に当てていらっしゃいました。「さすが」と申し上げます。人の感覚とは結構アテになるものです。

水質調査体験の終了後は、自然観察指導員の解説のもと、春を探そうということで、ヒサカキ（常緑低木）の花の臭いを嗅いだり、ヒキガエルの卵を観察したり、盛りだくさんの自然観察に、手作りの素晴らしい景品が用意されたビンゴゲームがあり、充実した内容でした。ビンゴゲームでは加藤氏、壁谷氏が司会を依頼されるなど、大活躍の1日でした。講師をはじめ、参加者の皆さん、主催者の皆さん、大変ありがとうございました。次回開催予定は、また改めてご案内いたします。

そして、続く3月17日には、ウィルあいちの大会議室にて、この「維摩池自然観察交流会」についての事例発表を行いました。モデル事業としての4例の事例発表のうち、私達は2番目の発表でした。持ち時間15分のうち、前半10分程度を心豊かにARD（あるど）の会の方による協働の経緯とイベントの概要、協働の実施結果の誠実な紹介とし、後半5分程度で、企業側から見た協働のメリットについて率直に紹介しました。今回の協働は、お互いに持ち味を出し合い、足りない部分を補い合うという、「幸せな結婚」のようなもので、お互いに独立した企業団体としてプレゼンも独立していたのに（一応、原案での打ち合わせは1回だけやりましたが、その後は全くすり合わせませんでした）壇上で、今後のお付き合いをお互いをお願いするなど、やや気恥ずかしい雰囲気もなかったわけでもありませんが、会場からも職員の成長についての質問も出たりして、事例発表は好評だったと思われます。

参考までに、事例発表で使用したスライドを示します。企業としての成長を考えると、「引き出し」の多いことはとても重要で、その「引き出し」を増やすためには、職員一人一人が、社内以外の人々と多様な「つながり」を持つことが有効ではないかと思えます。「つながり」の中から「引き出し」、すなわち企業として社会のニーズに答える問題意識と具体的手立てが生じるように思えます。また、私達のような公的な意味合いの強い仕事を生業とする企業は、決して独善に陥ってはなりません。地域との「つながり」は、独善の歯止めという意味でも大きな意味を持つのではないかと思います。

思わず、とても偉そうなことを書いてしまいましたが、要するに、職員の皆さんと、関係する皆さんが、信頼に結ばれながら、楽しく仕事をして、愉快地暮らせることが一番大切なことです。このたびの「維摩池自然観察交流会」をはじめとする協働は、そのための布石として、少なくない意味を持っているのではないかと考えております。今後とも、皆さんの一層のご支援とご協力のほどを、よろしく願いいたします。

(4枚のスライドを図で挿入してありましたが、PDFファイルにするとエラーが出るので末尾に追加します)

## 本の紹介

半田営業所技術課 新谷 博

さて今回自分の番となりましたが、何も書くことがないんですよね。趣味といっても、読書と阪神タイガースと競馬しかないです。阪神タイガースの歴史を書いてもしようがないですし、競馬で100万当てる方法(自慢)もなんですし(そんな方法あったら自分が知りたい(最近負け続けてますし(泣)))。そんなわけで(どんなわけだ?)今まで読んだなかで面白いと感じた本の紹介でもさせていただきます。(メジャーな本はいいありません)

「ナポレオンの元帥たち 栄光を追い求めた二十六人」  
(著)R・F デルタフィールド (訳)乾野実歩 (発行)牧歌舎 (販売)星雲社

この本を知ったのは漫画の「ナポレオン 獅子の時代」YKコミック 長谷川哲也(作)の10巻で紹介してあったのですが、実際読む前までは、ナポレオンのことなどフランス革命の

どさくさにまぎれて皇帝になって、ロシアに負けて島流しになって、再度立ち上がったがかつての部下に裏切られ、最後は孤島で死んじゃった、ぐらいしか知らなかったですが、まずは漫画で描かれている部下たちの破天荒ぶりといったら(強盗なマッセナ、つねに裸なオーギュロー、怖すぎなダウーなど)。まあ漫画ですし、脚色されて描かれているはずですし、まあ海外の人が書いたまじめな本なら、その実像なんかもちゃんと書かれているだろうと思って読んでみたら、さらに酷かった。まあ実に人間臭いといえればそれまでなのですが、その状態でよく戦争に勝ってきたなと思えるくらい元帥どうしの仲は悪いし、戦争を放り出して勝手に国に帰っちゃうし、略奪に夢中になりすぎて逆に攻められるし、と散々な内容でしたがとても面白い、夢中になって1日で読んでしまいました。

ただこの本、記者の自費出版ですので多分普通の本屋にはないかと思いますのであしからず。

「広い宇宙に地球人しか見当たらない50の理由 フェルミのパラドックス」(著)スティーヴン・ウェブ (訳)松浦俊輔 (発行)青土社

まずはこの本タイトルを見て面白そうと思ってつい衝動買いしてしまった本です。最初はこの宇宙には地球人しかいないよと言っている作品かと思ったのですが、実際にはフェルミのパラドックスを真剣に考え、どのような解があるかを書いた本でした。

このフェルミのパラドックスですが、これは簡単にいいますと、この宇宙に宇宙人の痕跡が見つかってもしないはずなのに見つからない矛盾(これがなぜ矛盾かはこの本を読んでください)のことなのですが、その解として1. 実は来ている、2. 存在するがまだ連絡がない、3. 存在しない、とありますが、1の「実は来ている」のが解で、ハンガリー人が実は宇宙人だという説がありましてこの目次に惹かれて買ってしまいました。自分はこの説を信奉したいかと思いますがあなたはどの説を取ります？

いかん、環境分析を行っている会社のニュースレターで環境の本の紹介をしていない。これではまずいので最後は、

「“環境問題のウソ”のウソ」(著)山本弘 (発行)楽工社

この本は「環境問題はなぜウソがまかり通るのか」(著)武田邦彦(発行)洋泉社の批判本です。「環境問題はなぜウソがまかり通るのか」(以下長いので「環ウソ」と略す)の内容ですが、これは温暖化などない、リサイクルは無駄だ、環境問題は一部の人間が儲けるために始めたなどか書かれた本です(結構有名な本なのでみなさん知っているかと思いますが)まずはこの2

人の略歴をくらべますと

山本弘・・・SF作家、と学会会長

武田邦彦・・・中部大学総合工学研究所教授

教授VS SF作家 肩書きからはSF作家分が悪いが、おや、学会会長とある。調べてみますと「トンデモ本(作者の意図とは別の意味で楽しめる本)」の収集、批評して楽しむ趣味人のサークルとある。やはり分が悪いかと思いをみてみますと、まず序文で「環ウソ」を読んでショックを受けたこと、本当かどうか確かめるため調べてみたところ、本に書かれているデータの数字が他のものに比べて違いすぎることに気づいたこと、そのことを本書に出典も含めてデータをさらけ出すから自分たちも調べて自分たちで判断してくれと書いてある。なるほどと思いき読み進めると、まあ「環ウソ」のひどいことひどいこと。またこの本には山本氏と武田氏の対談及びメールによるやり取りも書いてありますが、武田氏は終始いいわけばかりですし、いいわけにもなってないところもありますので、これは山本氏の圧勝かと思いましたが、まてよ、これは山本氏の本ですし、山本氏にとって有利なことしか書いてないだろうし、山本氏自身も自分で調べてくれと言っている。それで「環ウソ」の方も読まねばと思い、この本が出たあとに書かれた「環ウソ」のパート3を買って読んでみたのですが、武田氏自身が随分とバッシングを受けていることは書いてあるのですが、直接山本氏に対する批評などはなく、なんとなく肩すかしをくらった感がありました。ですからみなさんも両方とも読んでどちらが正しいか判断してみませんか、温暖化はないのか、リサイクルは無駄なのか、結構考えるいい機会になると思います。

BOX3

尾張旭市「維摩池」の第2回水質調査

昨年の2008年11月30日に続き、2009年3月8日に第2回目の「維摩池」の水質調査を行い、水質分析の結果は表のとおりでした。第1回目と比較すると、ほとんど大きな変化は見られませんでした。今回もまた、比較的高いCOD値が測定されました。

透明なガラスピーカーに「維摩池」の水を入れ、光にあてて覗くと、極細かい粒子が多量に懸濁していたので、これが高いCOD値を示した理由かと考え、浮遊物質(SS)を測定してみました。その結果、7.5mg/Lでした。維摩池の水質が湧水起源とすると、この値はやや高いと考えられます。

これ以上の考察は、さらにデータの蓄積を待ちたいと思います。

表 尾張旭市「維摩池」の水質

調査日	気温	水温	pH	透視度 (度)	電気伝導度 ( $\mu\text{S}/\text{cm}^{-1}$ )	COD	浮遊物質	全窒素	全リン
	( )								
2008.11.30	10.5	11.5	7.5	48.5	99	3.4	-	0.26	0.02
2009.3.8	8.5	9.0	6.9	50	96	3.9	7.5	0.28	-

# NPOと協働して、 何が良かったのか？

-企業側の視点から-

株式会社 愛研  
企画推進室 大屋 渡



## (株)愛研について

- ・昭和46(1971)年に技術者有志が設立した独立調査機関です。
- ・水質、土壌、大気、騒音等を中心に、一通りの環境調査を受託しています。
- ・従業員数60名余、この業種としては中堅企業に位置付けられます。
- ・仕事の内容の詳細などは、お手元の資料をごらん下さい。

## 弊社動機とARDの会さんとのマッチング

- とても公共的性格の強い仕事。社会的責任の自覚大切  
職員が地元の皆さんと共に楽しむことで顔の見える関係に！
- 環境調査の仕事の社会での存在意義を職員に再認識  
自前の活動フィールドでの自然観察。環境調査メニュー相性抜群！
- 企業の将来のため、中堅・若手の意識を高めたい  
若い職員の参加や調査体験の講師役などが大歓迎された！
- 上記達成のために自前の地域貢献を考えつつも躊躇  
ARDの会さんは自立性高く、無理のない提供で協働でOK！

地域貢献を模索していた私達にとって、場所  
も活動状況も、願ってもないパートナーであった。

## 実際に協働してみて特によかったこと

- 本業である環境調査で参加者に喜んでもらった  
自分達の仕事の大切さに改めて気付く機会になった
- 団体の皆さん・参加者の皆さんと共に楽しめた  
職員が地域の皆さんと交流を持てる機会となった
- 調査体験の講師役を中堅若手の職員が分担して実施  
上記と合わせて、人材育成上、大変貴重な機会となった

本業に関する協働で地域の皆さんに喜ばれた  
ことが大きかった。今回の協働を通して、仕事の  
社会的意義を改めて考える機会となり、人材  
育成に大きな意味があった。今後も続けたい。